

2024年3月税務ニュース

1. 翌期の税務申告書提出後の VAT 還付のための修正について (税務総局・2024年2月6日・オフィシャルレター第501/TCT-KK)

企業が、フォーム No. 02/GTGT にて、2022年第3四半期の投資プロジェクトに関する VAT 申告書を提出した場合、2022年第2四半期の還付のために追加で VAT 金額を修正することは認められない。投資プロジェクトにおける仕入 VAT は、還付不可であるが、控除の対象となる。企業は、2022年11月24日付けの税務総局のオフィシャルレター4394/TCTKK に基づき、フォーム No. 01/GTGT にて、製造および事業活動の VAT 申告書に持ち越すことができる。

2. 計画から遅れている投資プロジェクトに係る CIT の優遇税制の適用について (ビンズオン省税務局・2024年1月31日・オフィシャルレター第2133/CTBDU-TTHT)

企業は、2009年2月27日にベトナム - シンガポール産業管理局から発行された初めての投資証明書に基づき、ビンズオン省ベンカット地区 KCN VSIP II、ロード6、21 VSIP II に設立され、投資証明書のスケジュールに従ってプロジェクトを実施し、法律第32号/2013/QH13、法律第71号/2014/QH13、及びこれらの法律の実施に関する指針に従って、2015年度から残りの期間にわたって税制優遇を受ける権利がある。

2023年9月25日付けの投資証明書の8度目の修正では、プロジェクトの主要目標の実施予定が以下となっている。

- 起工：2010年3月
- 機器設置：2011年3月
- 稼働：2011年12月

しかし、実際には、2021年11月から建設を開始し、2023年9月に稼働している。企業は、投資証明書で定められたスケジュールに遅れたため、投資プロジェクトから得られる収益に対する CIT の税制優遇を受ける権利がない。

3. Google での広告活動に係る税務申告について (税務総局・2024年1月24日・オフィシャルレター第296/TCT-CS)

税務総局は、前払インボイスに係る税務申告のガイダンスを提供しているが、Google での広告活動に関して、Google Asia Pacific Pte. Ltd (Google) がベトナムの企業に対して発行した控除方式の VAT インボイスに係る税務申告のガイダンスは提供していない。

- VAT : Google が企業に発行するインボイスは、控除方式で VAT を申告する企業においては VAT インボイスとして認められない。したがって、現行規則では、VAT 控除の条件を満たしていない。
- CIT : 2018 年 8 月 15 日付にて、オフィシャルレター第 3149 / TCT-CS が税務総局より発行された。このオフィシャルレターによれば、Facebook や Google にて支払った広告費は、事業活動に関連し、会社名、住所、税務コードの記載のある正当なインボイス及び文書があり、また、VAT の規則に従った支払証憑がある場合に限り控除対象となる（売り手がインボイスを提供しない場合、外国契約者税 (FCT) の申告及び FCT の証憑が必要である）。
- ベトナムで税務上登録されているデジタルプラットフォーム上で電子商取引及びビジネスを展開する海外サプライヤーのリストは、税務総局 (<https://etaxvn.gdt.gov.vn/>) によって公開されている。企業は電子情報ポータルにアクセスして、海外サプライヤーの税務上の登録状況を調べることができます。

4. 従業員のスポーツ活動に関する支払いに適用される税務取扱いについて（ハイフオン税務局・2023 年 12 月 7 日・オフィシャルレター第 6443/CTHPH-TTHT）

- CIT : 企業が従業員のためにスポーツ活動を主催する場合、これらの活動への支払いは CIT において控除可能な経費と見なされる。ただし、財務省の 2015 年 6 月 22 日付の省令第 96/2015/TT-BTC の第 4 条で定められた条件および財務省の 2018 年 3 月 16 日付けの省令第 25/2018/TT-BTC の第 3 条第 2 項で定められた条件がすべて満たされており、年間の福利厚生費総額が課税年度の実際の平均月額給与を超えていない場合に限る。
- PIT : 企業が従業員のためのスポーツ活動のために現金を支給し、これらの支給が個々の受給者個人の具体的な名前を示さず、従業員の集合のみを示す場合、これらの支給は PIT の対象外となる。

5. 海外出張費の税務取扱いについて（バクニン省税務局・2023 年 12 月 22 日・オフィシャルレター第 5697/CTBNI-TTHT）

企業が事業活動の目的で、航空券、ホテル宿泊費、食事代、交通費、および従業員に支払われる日当などの出張費用を負担する場合、財務省の 2014 年 6 月 18 日付の省令第 78/2014/TT-BTC 第 6 条に規定（なお、当該規定は財務省の 2015 年 6 月 22 日付の省令第 96/2015/TT-BTC 第 4 条で補足および修正されている）されているように、会社の財務規則または内部規則に定められた適切な請求書や領収書が必要であり、これらの費用は CIT 上、控除可能であり、PIT 上、従業員の課税所得とはならない。

以上